

監 査 報 告 書

平成 29 年 5 月 9 日

学校法人 駒澤学園

理 事 会 御 中

評 議 員 会 御 中

学校法人 駒澤学園

監事 磯 部 正 昭

監事 繢 道 雄


私たち監事は、私立学校法第 37 条第 3 項に基づく監査報告を行うため、学校法人駒澤学園の平成 28 年度（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）の、学校法人の業務及び財産の状況について監査を実施いたしました。

監査の方法は、理事会及び評議員会に出席するほか、理事等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し、各学校において業務及び財産の状況を調査しました。また会計監査人と連携を取り、業務及び財産の状況を監査いたしました。

監査の結果、学校法人の業務及び財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はなく、また平成 28 年度の学校法人駒澤学園の財産の状況は適正なものと認められます。